

②市・県民税申告相談受付会場と日程

2月9日(月)～3月16日(月)午前9時30分～午後3時30分(土湯・茂庭会場は午前10時～午後3時)
当日都合が悪い場合は、指定日時以外の会場でも申告できます。

期日	受付会場	対象地区
9日(月)	飯坂支所	飯坂町・東湯野
10日(火)	飯坂支所	平野
	渡利支所	小倉寺・南向台1～3丁目・渡利
12日(木)	飯坂支所	中野・湯野
	渡利支所	渡利
13日(金)	北信支所	鎌田・瀬上町・冲高
	北信支所	本内・丸子
16日(月)	蓬萊学習センター分館	清水町・田沢・蓬萊町5～8丁目
	北信支所	宮代・下飯坂・北矢野目・南矢野目
17日(火)	蓬萊学習センター分館	蓬萊町1～4丁目
	信夫学習センター	下鳥渡・上鳥渡・永井川
18日(水)	杉妻支所	郷野目・伏拝
	信夫学習センター	大森
19日(木)	杉妻支所	太平寺・鳥谷野・黒岩
	信夫学習センター	山田・小田・平石・成川
20日(金)	大波多目的集会所	大波
	松川支所	松川町
23日(月)	もちずり学習センター	岡部
	松川支所	松川町・松川町美郷1～4丁目
24日(火)	もちずり学習センター	山口・岡島・鎌田・本内・大波
	松川支所	下川崎・水原・沼袋
25日(水)	松川支所	関谷・浅川・金沢・光が丘・金谷川
26日(木)	信陵支所	笹谷・大笹生
27日(金)	茂庭多目的集会所	茂庭

期日	受付会場	対象地区
2日(月)	信陵支所	笹谷
	吉井田支所	方木田・吉倉・八木田・仁井田
3日(火)	吾妻学習センター	笹木野
	土湯温泉町支所	土湯温泉町
4日(水)	吾妻学習センター	上野寺・下野寺・八島田・野田中央地区
	清水支所	森合
5日(木)	吾妻学習センター	町庭坂・二子塚
	清水支所	南沢又
6日(金)	吾妻学習センター	在庭坂・土船・庄野・桜本
	清水支所	泉・北沢又
9日(月)	飯野支所	大久保・明治
	立子山支所	立子山
10日(火)	飯野支所	青木
	西学習センター	佐倉下・上名倉・佐原
11日(水)	飯野支所	飯野町
	西学習センター	荒井・荒井北1～3丁目・さく51～3丁目
12日(木)	保健福祉センター	旧市内
13日(金)	保健福祉センター	旧市内
16日(月)	保健福祉センター	野田中央地区・野田町・御山

※期間中、市民税課職員は各会場へ出向しているため、市役所市民税課内での申告相談・受け付けは行っていません。

③申告方法

会場

申告書は全ての会場において職員がパソコンで作成しますので、事前に申告書に記載する必要はありません。「④申告に必要なもの」をご準備の上、申告会場にお越しください。

その他

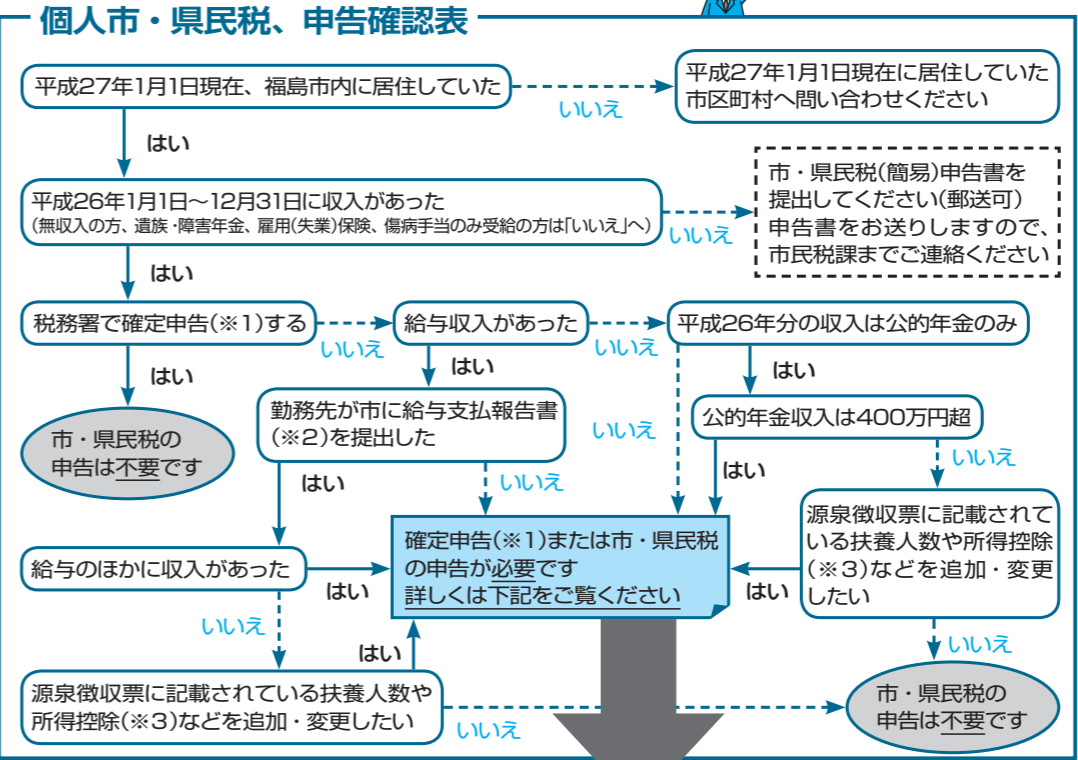
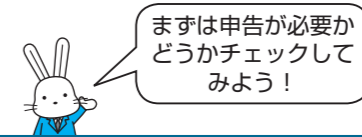
郵送での申告を希望する方には、申告書などをお送りします。市民税課までご連絡ください。申告書は市役所市民税課・各支所・出張所に備付けてあるほか、市のホームページからも取得できます。

④申告に必要なもの

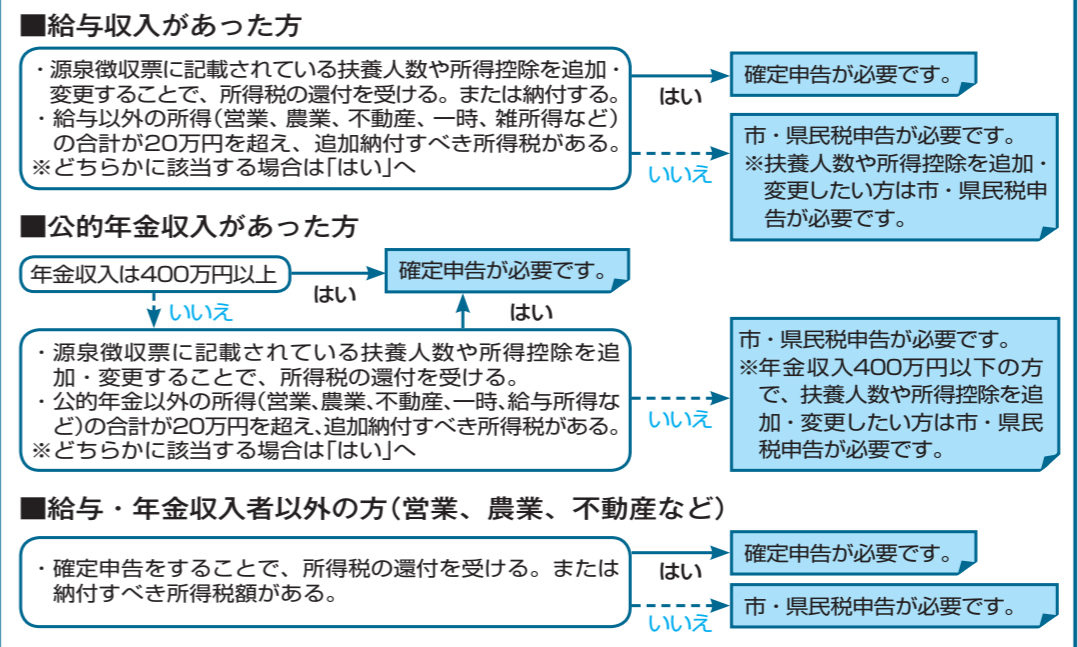
申告には平成26年1～12月の収入・経費が分かるものをお持ちください。

全ての方	市・県民税申告案内書(送付されている方のみ)、通帳など口座番号が分かるもの、はんこ。
営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入れ・売上げなどの帳簿類(※)、必要経費の領収書などを科目ごとに集計してお持ちください。集計をされていない方は会場で作業をお願いします。 ※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票。給与収入があった方で源泉徴収票が無い方は、平成26年中の収入が分かるもの。
雑所得のある方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類。
災害に関連してやむを得ない支出をした方	東日本大震災等の災害で被害を受け、平成26年中にやむを得ない支出(修繕など)をした方は、罹災証明書および被害を受けた資産の取得時期・価格・修繕費などが分かる書類や領収書。
医療費を支払った方	平成26年中に支払った医療費に関する領収書。あらかじめ集計した上で申告会場にお越しください。 ※寝たきり状態の方のおむつ費用も、おむつ使用証明書、領収書があれば控除の対象になります。
社会保険料を支払った方	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書、国民年金保険料の控除証明書、任意継続健康保険料の納付証明書など。 ※納付書や口座振替で納めている社会保険料は、申告しないと社会保険料控除を受けられません。
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書。
寄付金控除の対象となる寄付をした方	寄付した団体から交付を受けた寄付金の受領書。
ご自身や扶養親族に障がいがある方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など。

①個人市・県民税の申告が必要な方



「確定申告または市・県民税の申告が必要です」に該当した方



※1 **確定申告**…1年間(1月1日から12月31日)に生じた全ての所得金額に対して所得税を計算し、源泉徴収された税額、予定納税した税金などの過不足を精算する税務署の手続き。
 ※2 **給与支払報告書**…給与支払者(会社など)が、前年中に従業員に給与を支払った場合に、従業員の1月1日現在居住の市区町村に提出しなければならない書類。提出された給与支払報告書は市・県民税課税の根拠となる。
 ※3 **所得控除**…申告者が社会保険料や生命保険料、地震保険料、医療費などを前年中に支払った場合や扶養親族などの状況に応じて、所得から差し引くことができる控除金額。

税

個人市・県民税の申告相談

市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのための貴重な財源です。忘れずに申告をお願いします。

2/9(月)

3/16(月)

問/市民税課
 5255-3712

